

山梨県公報

平成十六年 十一月一日	日曜月
平成十六年 十一月一日	日曜月

田 次

○監査の結果に関する報告の公表

監査委員

地方自治法(昭和二十九年法律第六十七号)第一百九十九条の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十六年十一月一日

山梨県監査委員
芦中石望
月井込幸
彦勝徳元孝脩

2 監査対象期間
平成25年度
3 監査の実施期間
平成26年4月21日～9月4日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。
定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度「扶養手当、通勤手当及び住居手当の認定及び認定後の確認は適切に行われているか」を重点事項とした。
また、今年度は「手当等の返還が行われた場合に改善措置が適切に講じられているか」を行政監査として定例監査と併せて実施している。

5 監査結果処理区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘要	要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの	
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの	
注意事項	不適切な処理の内容が極めて單純な誤謬に起因すると認められるもの	
意見	監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項	

平成26年度 定例監査実施結果(上期分)

1 監査実施所附属数			
監査箇所	本庁	かい	その他の機関
知事政策局	4		計
企画県民部	8		4
リニア交通司	2		8
総務部	9		2
福祉保健部	9		9
森林環境部	8		9
エネルギー局	1		12
産業労働部	7		7
観光部	4		5
農政部	9		13
県土整備部	14		20
出納局	3		3
企業局	2		6
教育委員会	10		10
議会事務局	1		1
行政委員会	3		3
警察本部	28		28
合 計	122		141

6 指導方法
指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。

また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求める。なお、公表した事項については、その回答内容についても公表する。なお、必要があると認められる注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。なお、必要があると認められる意見については、その処理状況の回答を求める。意見については、監査対象機関に文書で提出する。また、必要があると認められるときは、監査の結果とともに公表する。なお、公表した事項については、その回答内容についても公表する。

7 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については概ね適正に処理されていた。監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は、下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項	1	1	2	1	1	1		2		8
指導事項	47	24	11	10	17	28	10	3		150
注意事項	1	2	5	3	1	17				29
意見			1						1	
合計	49	28	18	14	18	46	10	3	2	188

所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	知事政策局
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 8 月 7 日、8 月 29 日
監査の結果	
(指摘事項)なし	
(指摘事項)なし (物品 1)	
1) 貸借物品であるノートパソコン等について、財務規則第 168 条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。	
(注意事項)なし	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	知事政策局 行政改革推進課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 8 月 7 日、8 月 29 日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	知事政策局 富士山保全推進課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 8 月 6 日、8 月 29 日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	企画県民部 企画課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 6 月 5 日、7 月 10 日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	企画県民部 北富士演習場対策課	監査対象所属	企画県民部 県民生活・男女参画課
監査対象期間	平成25年度	監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月4日、7月10日	監査実施日	平成26年6月3日、7月10日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。			監査の結果
監査対象所属	企画県民部 情報政策課（情報産業振興室）	監査対象所属	企画県民部 消費生活安全課
監査対象期間	平成25年度	監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月3日、7月10日	監査実施日	平成26年6月5日、7月10日
監査の結果			監査の結果
(指摘事項)なし	(指導事項)なし	(指摘事項)なし	(指導事項)なし
(指導事項)2件(支出1、契約1)	1)山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金において、補助金交付要綱にファイナスリースで導入した電話設備などの取扱が明確に規定されておらず、リース契約期間の長短によって補助金額が異なるものとなっていた。	(指導事項)1件(財産1)	1)電気通信施設設置に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えている場合に、許可指令書に使用料の改定について規定することになっているにもかかわらず規定がなかった。
(注意事項)なし	2)補助金額を①投下固定資産額の100分の10に相当する額、②設備機器等の年間賃借額の100分の50に相当する額と規定しており、投下固定資産額は、地方税法第341条に規定する償却資産の取得に対する税額としている。	(注意事項)なし	2)電話設備などの設備機器をファイナスリースで導入する場合、企業会計基準では契約満了後にリース物品の所有権が利用者に移転されるか否かにかかわらず、固定資産の取得として処理されている。
(注意事項)なし	しかし、同補助金では、所有権移転外リースで導入した設備機器を設備機器の賃借として年間リース料の100分の50を3年間補助する取扱をしていたが補助金交付要綱にその取扱が明確に規定されていなかった。	(注意事項)なし	3)また、ファイナスリースの契約期間は自由に設定できるが、設備機器の減価償却耐用年数は法定されており、電話設備は6年とされている。同補助金は設備機器の年間賃借額の100分の50を3年間補助することとしているため、補助事業者が電話設備のリース契約期間を3年として契約した場合リース料総額の100分の50を補助することとなる。一方、法定耐用年数で契約した場合の補助金額はリース料総額の100分の25となり同一の設備機器を導入した場合でもリース契約期間によって補助金の総額が変わることとなるが、補助金交付要綱にその取扱が明確に規定されていなかった。
(注意事項)なし	4)共用サーバ機器等賃貸契約書及び無停電電源装置等賃貸契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書には「山梨県財務規則第109条の2各号に該当する場合は免除する」と記載されており、契約保証金の免除が明確にされていなかった。	(注意事項)なし	5)契約書1件(物品1)
(注意事項)なし	(注意事項)なし	(注意事項)なし	(注意事項)なし
監査対象所属	企画県民部 統計調査課	監査対象所属	リニア交通局 リニア推進課
監査対象期間	平成25年度	監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月6日、7月15日	監査実施日	平成26年6月6日、7月15日
監査の結果			監査の結果
(指摘事項)なし	(指導事項)なし	(指摘事項)なし	(指導事項)なし
(指導事項)1件(契約1)	1)常住人口調査データエントリー業務委託契約及び工業統計調査データエントリー業務委託契約は単価契約であるが、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていました。	(指導事項)なし	2)監査の結果
(注意事項)なし	(注意事項)なし	(注意事項)なし	(注意事項)なし
監査対象所属	企画県民部 統計調査課	監査対象所属	リニア交通局 交通政策課
監査対象期間	平成25年度	監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月4日、7月10日	監査実施日	平成26年6月6日、7月15日
監査の結果			監査の結果
(指摘事項)なし	(指導事項)なし	(指摘事項)なし	(指導事項)なし
(指導事項)1件(契約1)	1)常住人口調査データエントリー業務委託契約及び工業統計調査データエントリー業務委託契約は単価契約であるが、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていました。	(指導事項)なし	2)監査の結果
(注意事項)なし	(注意事項)なし	(注意事項)なし	(注意事項)なし

(指摘事項)なし (指導事項)3件 (給与2、契約1)	監査対象期間 平成25年度
1) 傷病休暇により月の全日数を勤務していない職員に通勤手当が支給されていた。	監査実施日 平成26年7月31日、8月28日
2) 社会保険料の算定に誤りがあり、控除額に次のとおり誤りがあった。 ①臨時職員の特別賃金に係る社会保険料が過少となっていた。 ②非常勤嘱託職員の1・2月給与に係る社会保険料が過大となっていた。	監査の結果
3) 人事評価・人事異動支援システムソフトウェア等保守委託契約において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていないかった。	
(注意事項)なし	(注意事項)なし
監査対象所属 総務部 職員厚生課	監査対象期間 平成25年度
監査実施日 平成26年7月30日、8月28日	監査の結果
(指摘事項)なし (指導事項)2件 (収入1、契約1)	監査対象所属 総務部 私学文書課
1) 繙入について、次のとおり収入未済があった。 恩給の通常払い金 過年度分 先數1件 824,200円	監査実施日 平成25年度
2) 希望制入間ドックCSVファイル作成業務委託契約において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。また、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。	監査の結果
(注意事項)なし	(注意事項)なし
監査対象所属 総務部 財政課	監査対象期間 平成25年度
監査実施日 平成26年7月30日、8月28日	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属 総務部 税務課	監査対象期間 平成25年度
監査対象期間 平成26年7月30日、8月28日	監査の結果
監査対象所属 総務部 市町村課	監査対象期間 平成25年度
監査実施日 平成26年8月1日、8月28日	監査の結果
(指摘事項)なし (指導事項)1件 (契約1)	監査対象所属 総務部 防災危機管理課 (消防保安室)
書に予定期間において、自動車税分配情報作成業務委託契約は単価契約であるが、契約書に予定期間の記載がなかったことについて、指導事項となっていた。この指導に対する措置状況として、「各都道府県で同様な契約内容であることから、予定期間の記載の可否について検討を行う。」と回答されていたが、予定期間がなされておらず、今年度の監査においても同契約において、予定期間の記載がなく、昨年度指導事項としたことが改善されていなかった。	監査実施日 平成26年7月25日、8月28日
(指導事項)1件 (物品1) 1) 貸借物品である税務システム用サーバー機器等について再リースしているが、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。	監査の結果
(注意事項)なし	(注意事項)なし
監査対象所属 総務部 総務部 防災危機管理課 (消防保安室)	監査対象期間 平成25年度
監査実施日 平成26年7月25日、8月28日	監査の結果
(指摘事項)なし (指導事項)1件 (契約1)	監査対象所属 総務部 税務課
1) 高圧ガス容器検査業務委託契約外2件は単価契約であるが、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていました。 また、貼付された收入印紙の額が不足していました。	監査実施日 平成26年8月1日、8月28日
(注意事項)1件 (契約1)	(注意事項)なし
監査対象所属 総務部 管財課	

監査対象所属	福祉保健部 福祉保健総務課（監査指導室）
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 7 月 4 日、8 月 5 日
監査の結果	
<p>(指導事項) 1 件 (給与 1)</p> <p>1) 昨年度の定例監査において、年末調整に係る所得税還付金が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していたことについて指導事項となっていたが、今年度の監査においても昨年度と同様に現金で支給された給料・手当 5 件 (合計 1,063,569 円) が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延しており、給与の支払い事務が改善されていなかった。</p> <p>(指導事項) 3 件 (支出 1 、重点 2)</p> <p>1) 県立総合福祉センターへ在籍管理運営委託に係る委託料の精算払いを行う際に検査・検収が行われていなかった。</p> <p>2) 配偶者を扶養親族とする扶養手当の認定において、支給要件を確認するための書類が添付されていないものがあった。</p> <p>3) 住居手当の認定において、住居手当支給上の実質に含まれない駐車場代が実質に含まれている場合には、家主等に家賃の内訳を確認する必要があるが、確認した記録が残されていなかった。</p> <p>(注意事項) 1 件 (給与 1)</p>	
監査対象所属	福祉保健部 長寿社会課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 7 月 1 日、8 月 5 日
監査の結果	
<p>(指導事項) なし</p> <p>(指導事項) 1 件 (収入 1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数 14 件 14,721,941 円</p> <p>②高齢者居室等整備資金利子收入 過年度分 先数 14 件 2,273,158 円</p> <p>(注意事項) 1 件 (契約 1)</p>	
監査対象所属	福祉保健部 国保援護課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 7 月 1 日、8 月 5 日
監査の結果	
<p>(指導事項) なし</p> <p>(指導事項) 5 件 (収入 5)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①児童措置費負担金 過年度分 先数 1 件 56,100 円 合計 先数 1 件 71,400 円</p> <p>2) 1 人 1 台パソコン更新に伴う母子寡婦福祉資金貸付システムの改修業務委託外 1 件の請書における契約保証金余額及び暴力団排除条項の記載がなかった。</p> <p>(注意事項) なし</p>	
監査対象所属	福祉保健部 障害福祉課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 7 月 1 日、8 月 5 日
監査の結果	
<p>(指導事項) なし</p> <p>(指導事項) 5 件 (収入 5)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①児童措置費負担金 過年度分 先数 1 件 315,300 円</p> <p>②児童福祉総務費負担金 (短期入所食費負担) 過年度分 先数 4 件 32,376 円</p> <p>③児童福祉総務費負担金 (心身障害者扶養共済掛金) 過年度分 先数 5 件 1,515,200 円</p> <p>④児童福祉総務費負担金 (心身障害者扶養共済年金返還金) 過年度分 先数 1 件 100,000 円</p> <p>⑤在宅重度心身障害者居室整備資金償還金 過年度分 先数 14 件 14,426,080 円</p> <p>⑥在宅重度心身障害者居室整備資金利子收入 過年度分 先数 15 件 2,031,500 円</p>	

2) 在宅重度心身障害者居室整備資金貸付金の償還金(微収事務委託)において、平成24年度に係る当該貸付金の償還金については、微収事務受託者から報告のあった収納金額のみを、報告のあった時点での調定データとして財務会計システムに登録していったため、平成25年4月以降に報告のあった平成2年、3月償還分について、本来であれば平成25年度の収入として財務会計システムに調定データを登録すべきところ、平成25年度の調定データとして登録しており、当該収入にかかる歳入の所属年度区分に誤りがあった。

また、事務受託者から報告のあった収納金額のみを、調定データとして財務会計システムに登録したため、受託者の微収事務において発生した収入未済が、県の収入未済として反映され、おらず、債権管理が適正に行われていなかった。

3) 在宅重度心身障害者居室整備資金貸付金の元利償還金(微収)については、個人である社会福祉法人山梨県社会福祉協議会に微収事務を委託していたが、微収金の県への払い込みにおいて、(福)山梨県社会福祉協議会微収事務委託及び支出事務委託要領第15条に定める現金払込書ではなく、障害福祉課が作成した納入通知書が使用されていた。

4) 在宅重度心身障害者居室整備資金償還金元利子收入の滞納者に発した督促状において、強制執行を受けることとなる指定期限の期日が「山梨県外収入の滞納者に発した督促状における規則」に定める10日を超えていたものがあつた。(7件)

5) 電柱設置を目的とした行政財産使用料について、調定が遅延していたものがあつた。(1件)

(注意事項)なし

監査対象所属	福祉保健部 医務課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月3日、8月5日
監査の結果	

(指導事項)なし

(指導事項)なし

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

①看護職員修学資金貸付金償還金
過年度分 3,467,700円 平成25年度分 1,086,348円
合計・先数24件 4,554,048円

②医師修学資金貸付金償還金
平成25年度分 先数2件 1,800,000円

2) 患者情報共有システム整備事業費補助金において、事業が年度内に完了しなかつたため、翌年度に繰り越されていたが、山梨県補助金等交付規則第12条に定める実績報告書が提出されないなかつた。

(注意事項)なし

監査対象所属	森林環境部 森林環境総務課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月19日、7月28日
監査の結果	

(指導事項)1件 (物品1)

1) 平成24年度の定期監査において、賃借物品であるファクシミリに係る財務規則第16-8条に定める占有物品受入調書が作成されていなかったことについて、指導事項となっていたが、平成25年度の監査においても賃借物品である臨時職員用パソコンについて、占有物品受入調書が作成されておらず、指導事項とした。今年度においても賃借物品である森林情報管理基本システム機器等について、占有物品受入調書が作成されておらず、また契約期間が終了した賃借物品について占有物品払出調書が作成されていないなど、昨年度指導事項としたことが改善されていなかつた。

(指導事項)3件 (支出1、給与1、契約1)

1) 関東甲信越静環境活動推進連絡協議会分担金について、支払いを行う際に検査・検収が行われていなかつた。

2) 通勤手当の認定において、バス利用者等で手当の支給単位期間が1箇月を超える場合には、通勤手当認定簿(第2号様式)を使用して認定すべきところ、通勤届(第1号様式)で認定させておられた。

3) ファクシミリの賃貸契約書に契約保証金に関する事項の記載がないものが4件あった。

(注意事項)1件 (給与1)

監査対象所属	森林環境部 大気水質保全課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月17日、7月28日
監査の結果	

(指導事項)なし

(指導事項)1件 (支出1)

1) 平成24年度事業情報センター事業費補助金について、平成25年3月31日に事業が完了したことを確認し、4月15日に額の確定が行われていたが、支払いが出納整理期間中にされおらず、平成25年度に支払いがされていた。

(注意事項)なし

(注意事項)なし

監査対象所属	森林環境部 環境整備課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 6 月 17 日、7 月 28 日
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1 件 (収入 1) 1) 賃入について、次のとおり収入未済があった。 雇業物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 過年度分 先数 3 件 198,791,789 円
(注意事項)	なし
監査対象所属	森林環境部 みどり自然課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 6 月 19 日、7 月 28 日
監査対象所属	森林環境部 森林整備課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 6 月 18 日、7 月 28 日
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1 件 (収入 1) 1) 賃入について、次のとおり収入未済があつた。 雇入 (土砂の不法投棄に係る不当利益の返還請求) 過年度分 32,530,050 円 平成 25 年度分 756,000 円 合計 先数 1 件 33,286,050 円
(注意事項)	なし
監査対象所属	森林環境部 林業振興課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 6 月 11 日、7 月 28 日
監査の結果	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1 件 (収入 1) 1) 賃入について、次のとおり収入未済があつた。
(注意事項)	なし

(注意事項)なし

監査対象所属	森林環境部 中北林務環境事務所
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 5 月 15 ~ 16 日、6 月 5 日
監査の結果	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	2 件 (収入 1、契約 1) 1) 賃入について、次のとおり収入未済があつた。 ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 ②土地貸付料 ③違約金及び延滞利息 過年度分 先数 2 件 74,424 円
[一般会計]	
[恩賜県有財産特別会計]	
①行政用資使用料	平成 25 年度分 先数 1 件 349 円
②土地貸付料	平成 25 年度分 先数 27 件 23,818,861 円
③違約金及び延滞利息	過年度分 17,212,679 円 平成 25 年度分 6,606,182 円 合計 先数 27 件 23,818,861 円
④維持管理料	過年度分 2,493,006 円 平成 25 年度分 115,676 円 合計 先数 24 件 2,608,882 円
⑤維持管理料	び延滞利息 過年度分 先数 2 件 569,930 円
⑥林業・木材産業改善資金貸付金償還金	2) 瑞穂の森植樹祭式典会場施設管理委託契約 (トイラ施設管理及び浄化槽維持管理) 2 件 について、特記仕様書に定められている着工前に提出すべき工程表、担当者名簿、緊急連絡先等が提出されていなかつた。

(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	森林環境部 峠東林務環境事務所
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年5月12～14日、6月6日

(指導事項) なし

- 1) 賃入について、次のとおり収入未済があった。

- ①工事契約解除に伴う前払金返還利息 平成18年度分 先数 1件 240,476円
- ②公正入札違約金 平成23年度分 先数 2件 23,273,250円

2) 平成18年度に法務局で支払うコピー代のための前渡資金口座を開設した。その後、使用されないまま平成21年度に不要となつた際に解約を行わず、他の所属に異動した口座名義人に通帳が返還されていた。その際、預金に発生した利息はそのままとなっており、平成26年1月に他の所属へ異動している際、預金が解約の手続きを行い、利息は峠東林務事務所が他の所属に異動した名義人を資金前渡職員(納入)として、平成18年及び平成19年に発生した利息を納入させていた。

また、発生していた利息についての調定が遅延していた。

3) 里道小規模治山工事において、設計書の工事起算日に誤りがあり、現場管理費の補正率(冬季率)に算入される日数が少なくなったことから、工事費が過少に積算されていた。

4) 浅切小規模治山工事において、ガードレールの減工に係る工事打合簿が作成されていなかつた。

また、林道高芝線開設工事において、ガードレールの減工に係る工事打合簿が作成されていなかつた。

(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	森林環境部 峠南林務環境事務所
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年5月12～13日、6月13日

監査の結果

(指導事項) なし

(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	エネルギー局 エネルギー政策課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月13日、7月17日

監査の結果

(指導事項) なし

(指導事項) なし (給与1)

1) 平成25年分の年末調整に係る所得税還付金が給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。(合計 53,000円)

また、還付金が口座に滞留することにより、利息が発生していたが、当該利息の調定も遅延していた。

(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	産業労働部 商業振興金融課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月10日、7月17日

監査の結果

(指導事項) なし

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 賃入について、次のとおり収入未済があつた。

- ①中小企業高度化資金貸付金償還金 平成25年度分 先数 1件 2,863,000円
- ②中小企業高度化資金貸付金違約金 平成25年度分 先数 1件 1,813,273円

③小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金 過年度分 先数 12件 37,210,000円

(注意事項) なし

(指導事項) なし

(注意事項) 1件 (契約1)

つた。

監査対象所属	産業労働部 成長産業創造課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月12日、7月17日

監査の結果

(指導事項) なし

(指導事項) 2件 (収入1、契約1)

1) 賃入について、次のとおり収入未済があつた。

- ①創造技術研究開発費補助金の交付決定一部取消処分に伴う補助金返還金 平成13年度分 先数 1件 113,400円

2) 自然環境保全地区等に関する管理委託において、契約期間満了後15日以内に行う実績報告書の提出が遅延している町があつた。

また、実績報告書の記載内容について、業務実施時期が記入されていない不十分なものがあ

②地域産業活性化事業（ふるさと雇用事業）委託料前金払分の返還金	平成25年度
過年度分 先数 1件 192,033円	2) 経営革新計画に関する経営診断調査委託に係る契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。
(注意事項) なし	
監査対象所属	産業労働部 地域産業振興課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月11日、7月17日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (支出1)	
1) 当課が支出した補助金について、補助金交付要綱では、補助事業者が課税事業者の場合、原則として、補助事業者は、補助金に係る消費税等の控除税額を減額して交付申請及び実績報告をする必要があるが、補助事業者が消費税の課税事業者に該当するか確認できる書類が整理されていなかった。	
また、地方消費税の取扱いに関する規定の定めのない補助金交付要綱が3件、実績報告時の補助金に係る消費税仕入控除税額の減額に関する規定が記載されていないものが2件あった。	
(注意事項) なし	
監査対象所属	産業労働部 産業集積課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月12日、7月17日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 賃入について、次のとおり収入未添があった。	
①山梨県産業集積促進助成金返還金 過年度分 先数 1件 22,901,000円	
②山梨県産業集積促進助成金返還金延滞金、加算金及び過料 過年度分 62,878,500円 平成25年度分 32,727,900円 合計 先数 1件 95,606,400円	
(注意事項) なし	
監査対象所属	観光部 観光振興課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月20日、7月24日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (契約1)	
監査対象所属	観光部 観光資源課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月24日、7月24日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 3件 (収入2、支出1)	
1) 富士北麓駐車場山梨県道路公社負担金について、「富士山有料道路マイカー規制期間中ににおける山梨県立富士北麓駐車場の運営経費負担に関する覚書」において、県はマイカー規制終了(8月)後2か月以内に、額を確定したうえで請求すると記載されているにもかかわらず、1月に確定を行っていた。	
また、富士北麓駐車場交通事業者負担金について、年度当初から負担金額は「山梨県立富士北麓駐車場の管理運営に係る覚書」により確定しているにもかかわらず、11月に調定を行っていた。	
2) 山梨県立富士北麓駐車場駐車料金収納業務委託において、発券する駐車券の番号管理のための確認事項に関する規定が記載されておらず、受託者が発行した駐車券の枚数と残枚数の確認がされていなかった。	
3) ハケ岳地域外2地域の觀光施設維持補修業務委託は、参考業務委託設計書に基づき算定した予定価格により入札を行い、落札額が当該業務委託の推定総金額として契約されている。また、契約書には、推定総金額・入札時の予定価格は参考値であり、必ずしも支払や業務量を約束するものではなく、県の指示により行われた委託業務に要した機材や労務の所要数量に基づき委託料を決定する旨が記載されている。	
しかし、維持修繕業務終了後に事業者から提出された「緊急業務委託報告書」に記載された	

監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月10日、7月17日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	観光部 観光企画・ブランド推進課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月20日、7月24日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (契約1)	
1) 防災新館内「花子とアン」展示コーナー設置事業に係る契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。	
(注意事項) なし	
監査対象所属	観光部 観光振興課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月20日、7月24日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (契約1)	
(指導事項) 3件 (収入2、支出1)	
1) 富士山有料道路マイカー規制期間中ににおける山梨県立富士北麓駐車場の運営経費負担に関する覚書」において、県はマイカー規制終了(8月)後2か月以内に、額を確定したうえで請求すると記載されているにもかかわらず、1月に確定を行っていた。	
また、富士北麓駐車場交通事業者負担金について、年度当初から負担金額は「山梨県立富士北麓駐車場の管理運営に係る覚書」により確定しているにもかかわらず、11月に調定を行っていた。	
2) 山梨県立富士北麓駐車場駐車料金収納業務委託において、発券する駐車券の番号管理のための確認事項に関する規定が記載されておらず、受託者が発行した駐車券の枚数と残枚数の確認がされていなかった。	
3) ハケ岳地域外2地域の觀光施設維持補修業務委託は、参考業務委託設計書に基づき算定した予定価格により入札を行い、落札額が当該業務委託の推定総金額として契約されている。また、契約書には、推定総金額・入札時の予定価格は参考値であり、必ずしも支払や業務量を約束するものではなく、県の指示により行われた委託業務に要した機材や労務の所要数量に基づき委託料を決定する旨が記載されている。	
しかし、維持修繕業務終了後に事業者から提出された「緊急業務委託報告書」に記載された	

業務実績に基づく委託料は、いずれの契約においても推定総金額を超えていたにもかかわらず、実績額ではない推定総金額が記載された請求書を受け取り、支払を行っていた。

(注意事項)なし

監査対象所属	観光部 國際交流課（バスポートセンター）
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年6月20日、7月24日

(指摘事項)なし
(指導事項)1件 (支出1)
1) 新規外国青年招致にかかる経費のうち、東京から甲府までの交通費について、支出科目を旅費としないで負担金として処理していた。

(注意事項)なし

監査対象所属	農政部 農政総務課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月25日、8月26日

(指摘事項)なし
(指導事項)1件 (物品1)
1) 名刺印刷発注の際に微した請書記載の日付が、名刺納品後の日付となっていた。また、請書に暴力団排除に係る契約解除条項が記載されていなかった。

(注意事項)なし

監査対象所属	農政部 農村振興課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月23日、8月26日

監査の結果

(指摘事項)なし
(指導事項)1件 (収入1)
1) 水産技術センターの土地貸付料の調定が6か月以上遅延していた。先数1件 118,320円

(指導事項)なし
(注意事項)1件 (収入1)

(指摘事項)なし
(指導事項)2件 (収入2)
1) 蔡人について、次のとおり収入未済があった。
①農業改良資金貸付金償還金過年度分 先数14件 126,486,635円
②農業改良資金貸付金償還金過年度分 先数15,412,678円 平成25年度分 2,214,143円 合計 先数9件 17,626,821円
③青年就農給付金交付事業費補助金の研修中止に伴う返還金
平成25年度分 先数1件 750,000円
2) 青年就農給付金交付事業費補助金の研修中止に伴う返還金に係る収入未済について「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状の発付が、遅延しているものがあった。

(注意事項)なし

監査対象所属	農政部 果樹食品流通課（農産物販売戦略室）
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月24日、8月26日

監査の結果

(指摘事項)なし
(指導事項)1件 (契約1)
1) 畜産経営技術高度化促進事業に係る契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に連約金条項が設けられていなかった。
また、精算に関する条項が記載されていなかった。

(注意事項)1件 (契約1)

監査対象所属 農政部 畜産課
監査対象期間 平成25年度
監査実施日 平成26年7月24日、8月26日

(指摘事項)なし
(指導事項)1件 (契約1)
1) 畜産経営技術高度化促進事業に係る契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に連約金条項が設けられていなかった。
また、精算に関する条項が記載されていなかった。

(注意事項)なし

監査対象所属	農政部 農業技術課（担い手対策室）
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月24日、8月26日

監査の結果

(指摘事項)なし
(指導事項)1件 (契約1)
1) 蔡人について、次のとおり収入未済があった。
①農業改良資金貸付金償還金過年度分 先数14件 126,486,635円
②農業改良資金貸付金償還金過年度分 先数15,412,678円 平成25年度分 2,214,143円 合計 先数9件 17,626,821円
③青年就農給付金交付事業費補助金の研修中止に伴う返還金
平成25年度分 先数1件 750,000円
2) 青年就農給付金交付事業費補助金の研修中止に伴う返還金に係る収入未済について「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状の発付が、遅延しているものがあつた。

(注意事項)なし

監査対象所属	農政部 耕地課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月25日、8月26日

監査の結果

(指摘事項)なし
(指導事項)3件 (支出1、契約2)
1) 全国加工トマト生産振興協議会総会参加負担金について、前渡資金精算書が作成されていなかった。
2) 起業型やまなし農業6次産業化等チャレンジ推進事業委託費の額の確定において、業務完了報告書のチェック内容が不十分であったため、契約締結前に生じた人件費及び委託対象外の販売促進費が委託経費の中に含まれたまま、委託料の額が確定されているものがあった。(1件)
また、委託契約書の仕様書において、契約相手方の名前に誤りがあった。(1件)
3) 贈送用ぶどう樹木生産委託に係る契約書において、契約保証金を免除していたが、契約書に連約金条項が設けられていないかった。

(注意事項)なし

監査対象所属	農政部 林業課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月25日、8月26日

監査の結果

(指摘事項)なし
(指導事項)1件 (契約1)
1) 業務委託契約書の記載内容に不備な点が次のとおりあった。

①山梨県地域食材価格調査業務委託に係る契約書第9条の連約金条項で、連約金を支払わなければ

ればならない事由に該当するとして引用した条項に限りがあった。

②農業農村整備事業標準規第システィム山梨県補助版の運用保守業務委託に係る契約書において、受託者の債務不履行に関する契約解除条項が設けられていないかった。

（注意事項）なし

監査対象所属	農政部 中北農務事務所
監査対象期間	平成 2 5 年度
監査実施日	平成 2 6 年 5 月 8 ~ 9 日、6 月 3 日

（指摘事項）なし

（指導事項）2 件 (財産 1、工事 1)

1) 取得用地に未登記のものがあった。

2) 茅ヶ岳東部地区双葉第 4 ~ 2 工区舗装工事の変更契約において、ブロック積工に係る土工数量及び舗装工に係るセブン施工面積を変更しているが、変更に係る工事打合簿が作成されていなかった。

（注意事項）なし

（指摘事項）なし

（指導事項）3 件 (支出 2、財産 1)

1) 特産農産物生産支援整備事業他 2 件の補助金等交付規則第 12 条に定める実績報告書が提出されていなかった。

2) 企業的農業経営推進支援モデル事業補助金において、補助事業内容に変更（工種の追加）があつたが、補助金交付要綱第 5 条に定める変更承認申請書が提出されておらず、変更の手続きがされていなかった。

3) 取得用地に未登記のものがあった。

（注意事項）なし

（指摘事項）なし

（指導事項）なし

（注意事項）なし

（指摘事項）なし

（指導事項）なし

(注意事項) 1件 (契約1)

(指導事項)	なし
(指導事項)	1件 (収入1)
監査対象所属	県土整備部 道路整備課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月17日、8月20日
監査の結果	

(指導事項)	なし
(指導事項)	2件 (物品1、工事1)
1) 購入したばがきについて、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿が作成されていなかった。	
2) 国道140号(西関東連絡道路)道路改良工事その14の変更契約について、変更契約は、概ね出来高部分が諸負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。	
(注意事項)	なし

(指導事項)	なし
(指導事項)	1件 (収入1)
監査対象所属	県土整備部 防災課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月18日、8月22日
監査の結果	

(指導事項)	なし
(指導事項)	1件 (財産1)
1) 富士山火山防災システムの工事は諸負代金2,900万円で局舎設備及びテレメータ設備が設置されたが、公有財産台帳には事務所建てとして局舎のみ登録されており、テレメータ設備は県の財産として登録されていなかった。	
(注意事項)	なし

(指導事項)	なし
(指導事項)	1件 (財産1)
監査対象所属	県土整備部 都市計画課(下水道室)
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月16日、8月22日
監査の結果	

(指導事項)	なし
(指導事項)	1件 (財産1)
1) 丸の内公園外3公園の借受財産について、山梨県公有財産事務取扱規則第54条第2項の規定に基づく借受財産移動報告書が提出されておらず、借受財産台帳の借受期間が未更新のものが4件、借受期間・数量が未更新のものが1件あった。	
(注意事項)	なし

(指導事項)	なし
(指導事項)	1件 (財産1)
監査対象所属	県土整備部 建築住宅課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月17日、8月22日
監査の結果	

(指導事項)	なし
(指導事項)	1件 (支出1)
1) 「県営住宅建物明渡等訴訟に要する経費」として支出した前渡資金の精算について、以下の訴訟費用として、1人分の民事予納金を資金前渡しがたが、このうち1人について本人が死亡していることが確認されたため、この者についての訴訟を取り止め、民事予納金の支出は行わなかった。このため前渡資金に80,000円の残金が生じたことから、返納(れいへい)するとして精算書を作成し、決裁を受けたが返納処理を行わず、そのまま現金を金庫に保管していた。	
2) 改めて裁判所に死亡した者の申し立てを行うこととなつたが、新たに支出負担行為により予納金を支出すべきところ、返納(れいへい)のために保管していた現金で裁判所に予納金を納付していた。	
(注意事項)	なし

監査対象所属	県土整備部 治水課
監査対象期間	平成25年度
監査実施日	平成26年7月18日、8月20日
監査の結果	

(指導事項)	なし
(指導事項)	1件 (支出1)
1) 「県営住宅建物明渡等訴訟に要する経費」として支出した前渡資金の精算について、以下の訴訟費用として、1人分の民事予納金を資金前渡しがたが、このうち1人について本人が死亡していることが確認されたため、この者についての訴訟を取り止め、民事予納金の支出は行わなかった。このため前渡資金に80,000円の残金が生じたことから、返納(れいへい)するとして精算書を作成し、決裁を受けたが返納処理を行わず、そのまま現金を金庫に保管していた。	
2) 改めて裁判所に死亡した者の申し立てを行うこととなつたが、新たに支出負担行為により予納金を支出すべきところ、返納(れいへい)のために保管していた現金で裁判所に予納金を納付していた。	
(注意事項)	なし

した精算書の決裁は既に完了していたことから、手書きの精算書で処理をしていた。

(指導事項) 2 件 (収入 2)

1) 収入について、次のとおり収入未済があった。

①行政財産使用料

過年度分 先数 1 件 9,450 円

②県営住宅使用料

過年度分 362,133,132 円 平成 25 年度分 36,953,639 円

③県営住宅駐車場使用料

過年度分 520,900 円 平成 25 年度分 990,900 円

合計 先数 15 件 1,511,800 円

④県営住宅損賠償金

過年度分 先数 27 件 546,235 円

⑤無断退去者の退去修繕費

過年度分 1,188 件 399,086,771 円

合計 先数 1,336,000 円 平成 25 年度分 1,251,600 円

合計 先数 29 件 2,663,023 円

⑥県営住宅明け渡し不履行損害賠償金

過年度分 先数 6 件 2,663,023 円
県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び帶附処分に関する規則」に定められた督促状の発付が、納定期限後 20 日以内に行われてないものがあった。

また、債権管理について、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿が作成されていなかった。

(注意事項) 1 件 (契約 1)

(意見) 所管課(出納局管理課) 及び所属(建築住宅課) に対する意見
○ 前渡資金に残額が発生した場合、前渡資金精算書の決裁後、残金をれい入する事務処理を行う必要がある。
しかし、現行の財務会計システムでは、れい入を伴う前渡資金精算書の決裁後、引き続き、れい入伺いを作成しないと処理が終わらないシステムとなっていない。
このため、れい入を伴う前渡資金の精算において、残金がれい入されないまま長期間、金庫に保管され、それでも財務会計システムでチェックできる仕組みとなっていない。前渡資金精算書とれい入伺い作成処理の連携が図れる財務会計システムとなるよう検討されたい。

監査対象期間	平成 25 年度	監査実施日	平成 26 年 5 月 22 ~ 23 日、6 月 17 日	監査の結果
(指導事項) 1 件 (その他 1)				1) 収入に関する事務や給与に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する事務処理が多數あった。
①歳入について、次のとおり収入未済があった。				①歳入について、次のとおり収入未済があった。
②河川使用料				ア 河川使用料
過年度分 先数 4 件 53,019 円				イ 道路使用料
過年度分 先数 7 件 35,054 円				ウ 工事契約解除前払金返還利息、過年度分 先数 1 件 34,356 円
過年度分 先数 1 件 1,339,906 円				エ 雑用(用地買収代金の返還を求めたもの)
③通勤手当の認定簿(第 2 号様式)を使用して認定すべきところ、通勤届(第 1 号様式)で認定された。				②通勤手当の認定において、JR 利用者等で手当の支給単位期間が 1 箇月を超える場合には、通勤手当認定簿(第 2 号様式)を使用して認定すべきところ、通勤届(第 1 号様式)で認定された。
④通勤方法の変更に伴い不要となった、JR 6 箇月定期乗車券に係る通勤手当の返納額算出において、JR 東日本旅客営業規則により算出すべきところ、6 箇月定期券額を月数により割り戻したものと算出していたため、返納額が過大となっていた。				③通勤手当の認定において、申請者が提出した通勤届の原本ではなく複写したものにより認定されていた。
⑤平成 25 年 7 月に通勤距離が記載されていないものがあった。(2 件)				④通勤方法の変更に伴い不要となった、JR 6 箇月定期乗車券に係る通勤手当の返納額算出において、JR 東日本旅客営業規則により算出すべきところ、6 箇月定期券額を月数により割り戻したものと算出していたため、返納額が過大となっていた。
⑥取得用地に未登記のものがあった。				⑤平成 25 年度分 177 箇 平成 25 年度分 222 箇 合計 199 箇
⑦電気通信施設設置に係る行政財産の使用料における行政財産の使用料において、許可期間が 1 年を超えている場合には、許可指令書に使用料の改定について規定することになっているにもかかわらず規定がなかった。				⑥過年度分 177 箇 平成 25 年度分 222 箇 合計 199 箇
(注意事項) 2 件 (給与 2)				(注意事項) 2 件 (給与 2)
監査対象所属	県土整備部 営繕課	監査対象所属	県土整備部 中北建設事務所(狭山支所)	
監査対象期間	平成 25 年度	監査対象期間	平成 25 年度	
監査実施日	平成 26 年 7 月 18 日、8 月 22 日	監査実施日	平成 26 年 5 月 26 ~ 28 日、6 月 18 日	監査の結果
(指導事項) なし		(指導事項) なし		
(指導事項) 1 件 (工事 1)		(指導事項) 2 件 (収入 1、財産 1)		
1) 計画図書の変更是その都度必要が生じたとき速やかに營繕課長の決裁を受けることと「營繕工事における設計変更及び契約変更の取扱いについて」において規定されているが、工事打合せ簿について課長の決裁がされていなかったものがあった。		1) 収入について、次のとおり収入未済があった。		
①県営住宅着毫畠田地駐車場整備工事		①河川使用料過年度分 先数 1 件 243,819 円		
②富士吉田合同片舎屋根改修工事		②工事契約解除前払金返還利息過年度分 先数 1 件 1,145,556 円		
③リニア見学センター新館建設機械設備工事		2) 取得用地に未登記のものがあった。		
(注意事項) なし		過年度分 221 箇		
監査対象所属	県土整備部 中北建設事務所	監査対象期間	平成 25 年度	

監査実施日	平成26年5月19～20日、6月11日	監査の結果
(指導事項)	なし	
(指導事項)	5件 (収入2、支出1、財産1、契約1)	
1) 蔡入について、次のとおり収入未済があった。		
① 道路使用料 平成25年度分 先数 1件 10,560円		
② 河川使用料 平成25年度分 先数 1件 31,636円		
③ 工事契約解除に伴う違約金及び延滞利息 平成25年度分 先数 3件 825,397円		
2) 河川既往使用者から徵収すべき使用料について、当該蔡河川敷の譲渡を予定しているとして長期に必要な手続を行わず、平成25年度に譲渡を行った際に10年間分を遡って調定しているものがあった。		
3) 石和温泉(停) 松本線道路工事に伴う配湯管移設工事補償金の支払いにおいて、山梨県土木部用地事務取扱要領の運用方針では、500万円以上の建物・工作物移転に伴う損失補償金の支払いの際は、移転が確認できる写真を添付することとなっているが、支出命令書に写真が添付されていなかった。		
4) 取得用地に未登記のものがあった。		
過年度分 308筆 平成25年度分 7筆 合計 315筆		
5) 道路除雪及び運搬・排雪作業業務委託において、業務委託箇所及び推定総金額を変更しているにもかかわらず、変更契約がなされていなかった。		
(注意事項)	なし	

監査対象所属	県土整備部 富士・東部建設事務所(吉田支所)	監査の結果
監査対象期間	平成25年度	
監査実施日	平成26年5月19～21日、6月12日	監査の結果
(指導事項)	なし	
(指導事項)	2件 (収入1、財産1)	
1) 蔡入について、次のとおり収入未済があった。		
① 河川使用料	過年度分 1,220,280円 平成25年度分 2,995,040円	
合計 先数 6件 4,215,320円		
② 工事契約解除に伴う前払金返還利息		
過年度分 先数 3件 673,466円		
③ 延滞金		
平成25年度分 先数 4件 190,150円		
2) 取得用地に未登記のものがあった。		
過年度分 782筆 平成25年度分 3筆 合計 785筆		
(注意事項)	なし	

監査対象所属	県土整備部 富士・東部建設事務所(本所)	監査の結果
監査対象期間	平成25年度	
監査実施日	平成26年5月26～27日、6月18日	監査の結果
(指導事項)	1件 (その他1)	
1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する事務処理が多数あった。		
指掌事項 7件 (収入1、支出1、給与1、財産1、工事2、重点事項1)		
(注意事項)	1件 (財産1)	

監査対象所属	出納局 会計課	監査の結果
監査対象期間	平成25年度	
監査実施日	平成26年8月5日、9月4日	監査の結果
(指導事項)	なし	
(指導事項)	5件 (収入2、支出1、財産1、契約1)	
1) 蔡入について、次のとおり収入未済があった。		
① 工事契約解除に伴う前払金返還利息 平成25年度分 先数 1件 10,560円		
② 後納料便料金について、毎月支払を行っているが、請求書に検査・検収した旨の記載がなく、支出命令書における検査検収日欄への入力もされている月があつた。		
③ 12月の特別賃金から控除していた臨時職員の年末調整に係る所得税(合計 1,604円)が、離職金に滞留し、納付が5ヶ月遅延していた。		
④ 取得用地に未登記のものがあつた。		
⑤ 主要地方道上野原丹波山線外災害防除工事の変更契約について、工事金額の変更に係る工事打合簿が作成されていないものがあつた。		
⑥ 河川維持修繕管理業務委託(後期)において、契約書に添付されている特記仕様書の様式となっており、記載内容に誤りがあつた。		
⑦ 普通自動車で高速道路を利用し通勤する者の通勤手当の認定において、高速道路の利用料金を普通車として算出したため、過払いとなつてゐるものがあつた。		
(注意事項)	1件 (物品1)	

監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査実施日	平成 26 年 5 月 29 日、7 月 7 日
監査の結果	
(指摘事項)なし (指導事項)なし (注意事項)なし	
監査対象所属	出納局 管理課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 8 月 5 日、9 月 4 日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	出納局 工事検査課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 8 月 5 日、9 月 4 日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	企業局 総務課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 6 月 26 ~ 27 日、7 月 24 日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	企業局 電気課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 6 月 26 ~ 27 日、7 月 24 日
監査の結果	
(指摘事項)なし (指導事項)なし (注意事項)なし	
監査対象所属	企業局 発電総合制御所
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 5 月 29 日、7 月 4 日
監査の結果	
(指摘事項)なし (指導事項)なし (注意事項)なし	
監査対象所属	企業局 石和温泉管理事務所
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 5 月 30 日、7 月 9 日
監査の結果	
(指摘事項)なし (指導事項)なし (注意事項)なし	
監査対象所属	企業局 早川水系発電管理事務所
監査対象期間	平成 25 年度

つた。
また、契約保証金免除条項及び契約解除に関する違約金条項が設けられていなかった。

(注意事項)なし

監査対象所属	教育厅 総務課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 7 月 15 日、8 月 18 日

(指摘事項)なし
(指導事項) 2 件 (支出 1、物品 1)
1) ジャンボタクシーの借上げ代金について、支出負担行為同の積算方法と請求書の算定方法が異なっており、積算根拠が明確となっていなかった。
2) 財務規則第 15.1 条関係運用通知による備品の現品確認を行い、帳簿と現品とに相違があることを確認していたが、返納等の処理を行っていないかった。

(注意事項)なし

監査対象所属	教育厅 福利給与課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 7 月 11 日、8 月 18 日

(指摘事項)なし
(指導事項) 4 件 (収入 3、支出 1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
① 教育奨励資金貸付金償還金
過年度分 12,351 円 平成 25 年度分 610,000 円
合計 先数 47 件 12,961,000 円
② 地域改善対策高等学校等奨学資金返還金
過年度分 19,980,165 円 平成 25 年度分 591,966 円
合計 先数 32 件 20,572,131 円
③ 定時制課程等修学奨励金返還金
過年度分 先数 8 件 746,000 円
2) 地域改善対策高等学校等奨学資金について、奨学資金借用証書未提出のものが 32 件
55,613,730 円あった。
3) 教育奨励資金貸付金の台帳に記載されている債権のうち 2 件について貸付を確認できる書類
が保存されておらず、そのうち 1 件の調定がされていなかった。債権額 合計 433,000 円
4) 請求訪問スクールカウンセラー事業におけるスクールカウンセラーの報償費について、所得
税の源泉徴収税額に誤りがあった。

監査対象所属	教育厅 学校施設課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 7 月 11 日、8 月 18 日

(指摘事項、指導事項、注意事項)に該当するものはなかった。

監査対象所属	教育厅 義務教育課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 7 月 4 日、8 月 18 日

監査対象所属	教育厅 異業科
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 7 月 4 日、8 月 18 日

(指摘事項)なし
(指導事項) 1 件 (収入 1)
1) 山梨ことぶき勤学院学習費(過年度分)に 710,000 円の収入未済があった。

(注意事項)なし

監査対象所属	教育厅 スポーツ健康課(全国高校総体推進室)
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 7 月 10 日、8 月 18 日

(指摘事項)なし
(指導事項) 2 件 (契約 2)
1) レンタカーの借上契約において、予定価格が 10 万円以上にもかかわらず、見積合わせを行っていなかった。
2) 生涯・地域スポーツ推進に係る委託事業契約において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。

(注意事項)なし

監査対象所属	教育厅 スポーツ健康課(全国高校総体推進室)
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 7 月 10 日、8 月 18 日

(指摘事項)なし
(指導事項) 2 件 (契約 2)
1) レンタカーの借上契約において、予定価格が 10 万円以上にもかかわらず、見積合わせを行っていなかった。
2) 生涯・地域スポーツ推進に係る委託事業契約において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。

(注意事項)なし

が決算していた。
(注意事項)なし

監査対象所属	教育庁 学術文化財課
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 7 月 9 日、8 月 18 日
指摘事項、指導事項、注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	議会事務局
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 8 月 7 ~ 8 日、8 月 29 日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1 件 (給与, 1)	
1) 平成 25 年分の年末調整に係る所得税還付金(合計 31,000 円)が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。	
(注意事項) 1 件 (契約, 1)	
監査対象所属	人事委員会事務局
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 6 月 12 日、7 月 15 日
監査の結果	
指摘事項、指導事項、注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	監査委員会事務局
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 6 月 3 日、8 月 20 日
監査の結果	
指摘事項、指導事項、注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	労働委員会事務局
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 6 月 12 日、8 月 20 日
監査の結果	
指摘事項、指導事項、注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象所属	医療本部
監査対象期間	平成 25 年度
監査実施日	平成 26 年 7 月 29 ~ 30 日、8 月 22 日
監査の結果	
(指摘事項) 1 件 (給与, 1)	
1) 総務部金の出納について、以下のとおり不適切な事務処理があつた。 平成 25 年 1 月の特別賃金支給時に、1 月中途に退職した職員から、控除する必要のな	

い社会保険料を控除し返還処理がなされていないものなど、社会保険料に係る雑部金の受払に 限りがあり、残高が過大となっていた。(合計 310,832 円)
(指摘事項) 1 件 (収入, 1)
1) 収入について、次のとおり収入未済があった。
放置違反金
過年度分 45,000 円 平成 25 年度分 90,000 円 合計 先数 9 件 135,000 円
(注意事項) 1 件 (給与, 1)

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番